



● ● ● 業務関連の住宅エコポイント、 ● ● ● 事業所得・不動産所得に該当 ● ● ● 自宅が対象の場合（一時所得）と異なることに

住宅エコポイント制度では、ポイント相当額が経済的利益として課税対象となるが、個人の場合、業務に関連する住宅エコポイントは、当該業務に係る所得の収入金額となるようだ。たとえば、不動産賃貸のための共同住宅に係る住宅エコポイントは不動産所得に該当し、事業用店舗・工場に係るポイントについては事業所得に該当することになるようだ。

業務に係る所得の収入金額に

エコ住宅の新築やエコリフォームを対象としてポイントが発行される住宅エコポイント制度。個人が取得した住宅エコポイントは、商品（省エネ・環境配慮製品、地域産品、商品券・プリペイドカード等）への交換、追加工事費用への充当（即時交換）が可能とされている。この即時交換については、既報のとおり、「値引き」とはなら

ず、住宅エコポイントを省エネ製品等の商品と交換した場合と同様、住宅エコポイント相当額（1ポイント＝1円換算）が経済的利益として課税対象となり、各所得の収入金額（法人では益金）として取り扱われることになる（本誌354号8頁参照）。

ここで疑問となるのが、個人における住宅エコポイントの所得区分だが、個人の自宅を対象とした住宅エコポイントを商品や即時交換した場合については、一時所得に該当すると考えられよう。

一方、個人の業務用資産に係る住宅エコポイントについては、当該業務に係る所得の収入金額となる模様だ。

具体的には、不動産賃貸のための共同住宅に係る住宅エコポイントについては不動産所得に該当し、事業用店舗や工場に係る住宅エコポイントについては事業所得に該当することになるようだ。

お知らせ…次号（367号）は8月23日発行とさせていただきます。

● ● ● 日税連、更正の請求期間の延長等を要望 ● ● ● 野田佳彦財務大臣らに「建議書」を提出

日本税理士会連合会（池田隼啓会長）は7月28日、「平成23年度・税制改正に関する建議書」を、野田財務大臣、原口総務大臣らに提出した。

「税制改正に関する建議書」には、給与所得の課税の見直し、退職所得の課税方式の見直し（所得税）、退職給与引当金・賞

与引当金の繰入れの損金算入（法人税）、仕入税額控除方式の見直し（消費税）、連帯納付義務制度の廃止（相続税）等が盛り込まれている。

また、税務行政に係る要望として、更正の請求期間の延長、納税者権利憲章（仮称）の制定が明記されている。